

議案第60号

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第13号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

議案第61号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p>

議案第62号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前項の期末手当の額は、基準日前6月以内の期間における第1項又は第2項の規定による報酬の額の合計額に係る1月当たりの平均額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額を超えない範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>7～9 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前項の期末手当の額は、基準日前6月以内の期間における第1項又は第2項の規定による報酬の額の合計額に係る1月当たりの平均額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額を超えない範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>7～9 (略)</p>